

4. 參考資料

令和 6 年 11 月 1 日
水管理・国土保全局水道事業課
下水道事業課
(上下水道審議官グループ)

上下水道施設の耐震化状況の緊急点検結果を公表します

～国民の生命と暮らしを支える強靱で持続可能な上下水道システムの構築に向けて～

能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時においても上下水道システムの機能を維持するにあたって重要となる施設の耐震化状況について、緊急点検を実施しましたので、その結果を公表します。

1 背景・目的

上下水道は国民の生命や暮らしを支えるインフラであり、特に令和6年能登半島地震では、上下水道システムの「急所施設」（その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設）や避難所などの重要施設に接続する水道・下水道の管路等について、耐震化の重要性が改めて明らかになったところです。このため、これら施設の耐震化状況について緊急点検を行いました。

2 緊急点検結果の概要（令和5年度末時点での全国の耐震化率）

① 上下水道システムの急所施設

水道システムの急所施設について、取水施設は約46%、導水管は約34%、浄水施設は約43%、送水管は約47%、配水池は約67%に留まっています。

下水道システムの急所施設について、下水処理場は約48%、下水道管路は約72%、ポンプ場は約46%に留まっています。

② 避難所などの重要施設に接続する水道・下水道の管路等

避難所などの重要施設に接続する管路等について、水道管路は約39%、下水道管路は約51%、汚水ポンプ場は約44%に留まっています。

また、給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合は、約15%と低い結果でした。

※ 緊急点検結果の詳細については、下記 URL に掲載の資料をご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/mizukokudo_sewage_tk_000912.html

3 今後の取組について

国土交通省としては、全ての水道事業者や下水道管理者等に対して、今般の緊急点検結果を踏まえた「上下水道耐震化計画」の策定を要請しており、計画に基づく取組状況のフォローアップなどを通じて、上下水道施設の耐震化を計画的・集中的に推進してまいります。

また、耐震化の推進とあわせて、上下水道事業の運営基盤強化や施設規模の適正化、効率的な耐震化技術の開発、災害時の代替性・多重性の確保などを推進し、強靱で持続可能な上下水道システムの構築を図ってまいります。

<水道に関するお問い合わせ先>

水管理・国土保全局 水道事業課（上下水道審議官グループ）

課長補佐 中井、給水装置係長 天見

TEL：03-5253-8111（内線34405、34412）03-5253-8819（直通）

<下水道に関するお問い合わせ先>

水管理・国土保全局 下水道事業課 事業マネジメント推進室（上下水道審議官グループ）

課長補佐 土師、再構築係長 村上

TEL：03-5253-8111（内線34232、34234）03-5253-8431（直通）

急所施設の耐震化状況（水道）【長崎県】

事業種別	事業主体名等	取水施設			導水管				
		施設能力 (m3/日)	耐震化施設能力 (m3/日)	耐震化率 (%)	対象管路延長 (km)	対象管路のうち、 耐震適合管延長 (耐震管含む) (km)	対象管路のうち、 耐震管延長 (km)	耐震化率 (耐震適合率) (%)	耐震管率 (%)
上水道事業	長崎市	101,477	1,699	2%	60.56	51.34	51.34	85%	85%
	佐世保市	160,250	33,620	21%	75.05	36.64	20.36	49%	27%
	平戸市	1,350	0	0%	31.66	0.89	0.89	3%	3%
	大村市	43,730	30,810	70%	33.29	1.43	1.43	4%	4%
	諫早市	69,031	12,127	18%	61.93	23.03	14.38	37%	23%
	松浦市	26,932	0	0%	38.41	6.49	0.00	17%	0%
	佐々町	9,200	0	0%	3.61	3.33	1.46	92%	40%
	川棚町	15,905	0	0%	4.03	1.64	0.81	41%	20%
	島原市	25,500	5,180	20%	7.05	5.96	1.74	84%	25%
	長与町	13,760	5,838	42%	11.49	6.32	4.50	55%	39%
	時津町	11,618	0	0%	16.93	4.93	1.32	29%	8%
	杵岐市	-	-	-	36.98	17.41	17.41	47%	47%
	波佐見町	5,947	0	0%	7.70	2.32	0.43	30%	6%
	南島原市	23,412	0	0%	15.59	1.15	0.89	7%	6%
	西海市	18,866	2,056	11%	56.68	7.25	7.25	13%	13%
	東彼杵町	4,231	0	0%	9.21	0.16	0.00	2%	0%
	五島市	17,600	10,716	61%	58.19	24.14	4.48	41%	8%
	対馬市	17,146	0	0%	85.21	15.29	0.61	18%	1%
	新上五島町	11,482	0	0%	55.79	16.92	7.58	30%	14%
	雲仙市	24,949	0	0%	4.89	2.44	0.40	50%	8%
簡易水道事業	佐世保市	8,351	3,956	47%	26.67	1.23	0.00	5%	0%
	島原市	1,000	1,000	100%	0.71	0.63	0.02	90%	3%
	諫早市	1,669	0	0%	0.40	0.00	0.00	0%	0%
	五島市	1,805	0	0%	15.63	1.66	0.05	11%	0%
	西海市	844	0	0%	4.69	0.00	0.00	0%	0%
	小値賀町	1,455	0	0%	5.08	0.00	0.00	0%	0%
合計		617,510	107,002	17%	727.39	232.58	137.35	32%	19%

事業種別	事業主体名等	浄水施設			送水管				
		施設能力 (m3/日)	耐震化施設能力 (m3/日)	耐震化率 (%)	対象管路延長 (km)	対象管路のうち、 耐震適合管延長 (耐震管含む) (km)	対象管路のうち、 耐震管延長 (km)	耐震化率 (耐震適合率) (%)	耐震管率 (%)
上水道事業	長崎市	176,150	34,760	20%	240.69	166.50	166.50	69%	69%
	佐世保市	110,240	50,600	46%	142.29	15.29	13.25	11%	9%
	平戸市	14,614	3,992	27%	114.89	34.09	33.37	30%	29%
	大村市	44,560	6,030	14%	67.33	14.15	14.15	21%	21%
	諫早市	69,031	12,127	18%	103.68	43.76	27.93	42%	27%
	松浦市	13,800	0	0%	52.54	8.09	0.69	15%	1%
	佐々町	9,200	0	0%	5.00	0.88	0.87	18%	17%
	川棚町	9,295	2,390	26%	11.85	2.43	1.39	21%	12%
	島原市	25,500	3,280	13%	6.02	3.33	3.15	55%	52%
	長与町	13,760	231	2%	13.87	10.07	4.19	73%	30%
	時津町	13,000	0	0%	5.69	0.30	0.22	5%	4%
	杵岐市	18,587	0	0%	65.35	4.22	4.22	6%	6%
	波佐見町	5,800	0	0%	11.50	1.70	1.70	15%	15%
	南島原市	20,866	805	4%	79.71	52.33	43.10	66%	54%
	西海市	15,521	2,910	19%	81.99	10.80	10.80	13%	13%
	東彼杵町	9,218	0	0%	10.80	2.96	2.65	27%	25%
	五島市	15,750	5,790	37%	28.38	4.66	1.05	16%	4%
	対馬市	15,416	130	1%	105.04	6.92	0.00	7%	0%
	新上五島町	12,679	1,469	12%	100.51	30.70	9.88	31%	10%
	雲仙市	26,544	5,125	19%	11.55	7.63	4.27	66%	37%
簡易水道事業	佐世保市	7,517	2,014	27%	32.47	0.46	0.00	1%	0%
	島原市	1,000	0	0%	2.00	1.09	0.02	54%	1%
	諫早市	1,669	0	0%	1.87	0.00	0.00	0%	0%
	五島市	1,653	1,320	80%	3.55	1.33	0.72	37%	20%
	西海市	762	0	0%	2.27	0.00	0.00	0%	0%
	小値賀町	477	0	0%	6.43	0.00	0.00	0%	0%
合計		652,609	132,973	20%	1,307.25	423.69	344.13	32%	26%

※「-」印は、対象施設がない場合または不明な場合を示す。

※複数の簡易水道事業を運営している自治体においては各簡易水道事業の合計値を示す。

※対象施設は水道施設の技術的基準を定める省令において、レベル1地震動に対して、当該施設の健全な機能を損なわず、かつレベル2地震動に対して、生ずる損傷が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないことを定める施設を対象としている。

※浄水場の施設能力は用水・分水を除いている。

急所施設の耐震化状況（水道）【長崎県】

事業種別	事業主体名等	配水池		
		有効容量 (m3)	耐震化有効容量 (m3)	耐震化率 (%)
上 水 道 事 業	長崎市	107,825	57,840	54%
	佐世保市	69,985	21,936	31%
	平戸市	13,926	1,788	13%
	大村市	33,902	33,015	97%
	諫早市	36,845	23,706	64%
	松浦市	12,102	0	0%
	佐々町	2,000	0	0%
	川棚町	-	-	-
	島原市	12,583	5,170	41%
	長与町	11,461	8,270	72%
	時津町	12,000	0	0%
	壱岐市	2,303	60	3%
	波佐見町	4,156	637	15%
	南島原市	17,390	2,615	15%
	西海市	12,815	0	0%
	東彼杵町	2,093	0	0%
	五島市	9,043	3,905	43%
	対馬市	1,849	257	14%
	新上五島町	1,302	1,302	100%
	雲仙市	17,339	2,304	13%
簡 易 水 道 事 業	佐世保市	3,540	2,045	58%
	島原市	800	0	0%
	諫早市	502	0	0%
	五島市	-	-	-
	西海市	506	40	8%
	小値賀町	478	0	0%
合計		386,745	164,890	43%

※「-」印は、対象施設がない場合または不明な場合を示す。

※複数の簡易水道事業を運営している自治体においては各簡易水道事業の合計値を示す。

※対象施設は水道施設の技術的基準を定める省令において、レベル1地震動に対して、当該施設の健全な機能を損なわず、かつレベル2地震動に対して、生ずる損傷が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないことを定める施設を対象としている。

※浄水場の施設能力は用水・分水を除いている。

重要施設に接続する水道管路（配水本管及び配水支管）の耐震化状況（水道）【長崎県】

事業種別	事業主体名等	重要施設に接続する水道管路（配水本管及び配水支管）				
		対象管路延長 (km)	対象管路のうち、耐 震適合管延長 (耐震管含む) (km)	対象管路のうち、耐 震管延長 (km)	耐震適合率 (%)	耐震管率 (%)
上 水 道 事 業	長崎市	174.66	52.76	52.76	30%	30%
	佐世保市	51.29	17.83	7.95	35%	15%
	平戸市	-	-	-	-	-
	大村市	24.04	2.42	2.42	10%	10%
	諫早市	28.57	15.93	6.92	56%	24%
	松浦市	5.54	0.00	0.00	0%	0%
	佐々町	16.57	3.90	3.90	24%	24%
	川棚町	4.46	1.69	1.69	38%	38%
	島原市	-	-	-	-	-
	長与町	-	-	-	-	-
	時津町	17.53	0.37	0.37	2%	2%
	壱岐市	65.92	0.00	0.00	0%	0%
	波佐見町	0.70	0.20	0.00	29%	0%
	南島原市	0.49	0.49	0.49	100%	100%
	西海市	17.30	2.80	2.80	16%	16%
	東彼杵町	1.24	0.90	0.00	73%	0%
	五島市	-	-	-	-	-
	対馬市	-	-	-	-	-
	新上五島町	-	-	-	-	-
	雲仙市	2.40	0.00	0.00	0%	0%
簡 易 水 道 事 業	佐世保市	-	-	-	-	-
	五島市	-	-	-	-	-
	西海市	-	-	-	-	-
	小値賀町	3.57	0.00	0.00	0%	0%
合計		414.27	99.29	79.29	24%	19%

※「-」印は、対象施設がない場合を示す。

※複数の簡易水道事業を運営している自治体においては各簡易水道事業の合計値を示す。

同時発表：環境省

令和 6 年 11 月 29 日
水管理・国土保全局水道事業課
(上下水道審議官グループ)

水道における PFOS 及び PFOA に関する調査の結果について (水道事業及び水道用水供給事業分)

国土交通省と環境省が共同で実施した「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査」のうち、水道事業及び水道用水供給事業※¹の結果について取りまとめたので公表します。

1. 国土交通省と環境省が共同で実施した「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査」のうち、水道事業及び水道用水供給事業の令和 2 年度から令和 6 年度（令和 6 年度は 9 月 30 日時点）までの結果について取りまとめたので公表します。
2. 調査の結果、PFOS 及び PFOA の水質検査を実施した事業の数は毎年増加しており、令和 2 年度から 6 年度までに検査を行ったことがある事業数は 2,227 事業でした。
3. 検査の結果、暫定目標値※²を超過した事業は、令和 2 年度は 11 事業ありましたが、年々減少し、令和 5 年度は 3 事業、令和 6 年度（9 月 30 日時点）は 0 事業でした。なお、令和 5 年度までのいずれかで暫定目標値を超過した全 14 事業において、最新の検査結果では、全て暫定目標値を下回っています。
4. 我が国の水道の給水人口に対し、今回の調査において、暫定目標値以下の水質の水道水が確認されている給水人口の割合は 98.2%※³でした。
5. 国土交通省としては、水道において PFOS 及び PFOA の暫定目標値の超過が確認された場合は、引き続き、環境省と連携し、水道事業者等により適切な対応が速やかに図られるよう取り組んでまいります。また、専用水道※⁴の回答結果については、現在集計中のため、取りまとめ次第公表する予定です。

※1 水道事業、水道用水供給事業：

水道法第3条第2項に規定する水道事業、同条第4項に規定する水道用水供給事業。いずれも、水道法に基づく国土交通大臣又は都道府県知事の認可が必要であり、主に市町村・都道府県により経営されている。

※2 PFOS 及び PFOA の暫定目標値：

令和2年度に水質管理目標設定項目に位置づけ、暫定目標値として、PFOS 及び PFOA の合算で50ng/Lを設定。体重50kgの人が水を一生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されたもの。

※3 残り1.8%は、今回の調査において、検査未実施、未回答の水道事業（受水元の水道用水供給事業の検査結果が暫定目標値以下の事業は除く）のほか、専用水道による給水人口が含まれる。

※4 専用水道：

水道法第3条第6項に規定する自家用水道等

【添付資料】

（別添）水道における PFOS 及び PFOA に関する調査の結果について

（水道事業及び水道用水供給事業分）

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00045.html

【問い合わせ先】

＜水道事業者等の対応に関すること＞

国土交通省 水管理・国土保全局 水道事業課（上下水道審議官グループ）山口、渡部
代表：03-5253-8111（内34435）、直通：03-5253-8819

＜調査の結果に関すること＞

環境省 水・大気環境局 環境管理課 水道水質・衛生管理室 柳田、渡辺
代表：03-3581-3351、直通：03-5521-8300

水道における PFOS 及び PF0A に関する調査の結果について (水道事業及び水道用水供給事業分)

1. 概要

水道施設における PFOS 及び PF0A の検出状況等を把握するため、水道事業、水道用水供給事業及び専用水道を対象に、国土交通省と環境省は共同で令和 6 年 5 月 29 日に「水道における PFOS 及び PF0A に関する調査」を発出した。

今回、そのうち水道事業及び水道用水供給事業^{※1}（以下「水道事業等」という。）の回答結果を取りまとめたので公表する。

※1 水道法第 3 条第 2 項に規定する水道事業及び、同条第 4 項に規定する水道用水供給事業。いずれも、水道法に基づく国土交通大臣又は都道府県知事の認可が必要であり、主に市町村・都道府県により経営されている。

2. 調査の概要

(1) 調査対象

水道事業等

(2) 調査期間

令和 6 年 5 月 29 日～9 月 30 日

(3) 調査内容

PFOS 及び PF0A の水質検査結果 等

3. 結果の概要

(1) 調査への回答及び水質検査の実施状況

調査への回答状況及び水質検査の実施状況を表 1 に示す。

表 1 調査への回答状況及び水質検査の実施状況

	事業数	回答数		
		回答総数	検査実績 ^{※2}	
			有	無
上水道事業 ^{※3}	1,291	1,291	1,113	178
水道用水供給事業	88	88	83	5
簡易水道事業 ^{※3}	2,376	2,216	1,031	1,185
合計	3,755	3,595	2,227	1,368

※2 令和 2 年度から令和 6 年度 9 月末までの間に水質検査を実施した場合、「有」として計上。

※3 水道事業のうち、「上水道事業」は給水人口が 5,000 人超である事業、「簡易水道事業」は給水人口が 101 人以上 5,000 人以下である事業である。

令和 2 年度に PFOS 及び PFOA を水質管理目標設定項目※⁴に位置付けて以降、PFOS 及び PFOA の水質検査を実施した事業の数は毎年増加しており、令和 2 年度から 6 年度までに検査を行ったことがある事業数は 2,227 事業であった。

検査実績が「無」と回答した水道事業等において検査を実施していない理由を表 2 に示す。理由のうち「その他」については、「検査スケジュール上、本調査の報告期限に間に合わない」等が理由として挙げられていた。

※ 4 水質管理目標設定項目

毒性の評価値が暫定であるため等により、水道水質基準となっていないものの、水道水質管理上留意すべき項目。

表 2 検査を実施していない理由

検査未実施理由	上水道事業	簡易水道事業	水道用水供給事業	合計
全量を水道用水供給事業から受水しているため	84	21		105
周辺環境から考えて、PFOS及びPFOAが含まれる可能性が低いと考えられたため	43	521		564
検査費用が負担となるため	8	263		271
水道法上の測定義務がないため	20	184	1	205
その他、未回答	23	196	4	223
計	178	1,185	5	1,368

(2) 水質検査の結果

PFOS 及び PFOA の暫定目標値(50ng/L)※⁵を超過した事業数は、図 1-1 のとおりであった。暫定目標値を超過した事業数は、令和 2 年度は 11 事業あったが、年々減少し、令和 5 年度は 3 事業、令和 6 年度（9 月 30 日時点）では 0 事業であった。なお、令和 5 年度までのいずれかで暫定目標値を超過した全 14 事業において、最新の検査結果では、全て暫定目標値を下回っている。

※ 5 暫定目標値の考え方について

2020 年に設定された日本の水質の暫定目標値は、当時の科学的知見に基づき、体重 50kg の人が水を一生にわたって毎日 2 リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されたもの。

(PFOS, PFOA に関する Q & A 集 <https://www.env.go.jp/content/000242834.pdf>)。

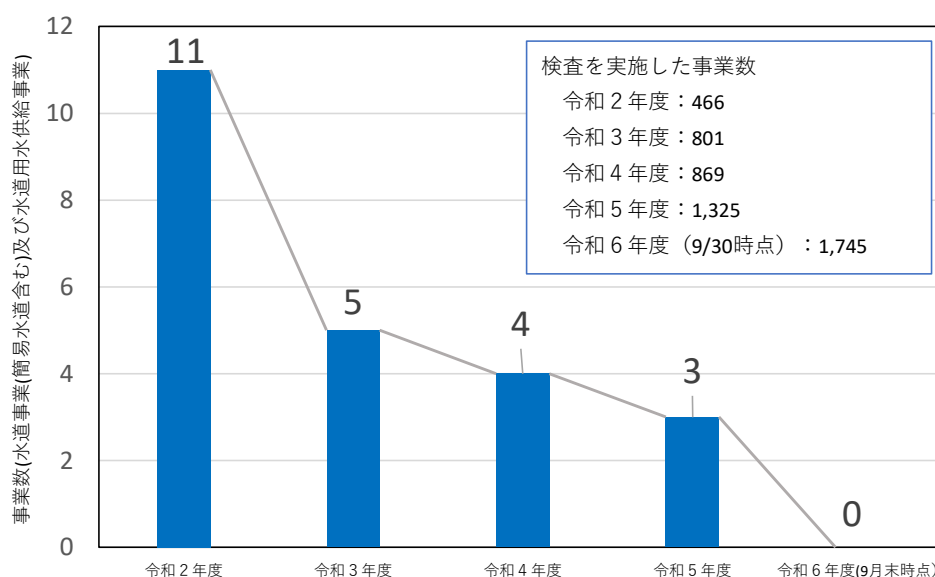


図 1-1 年度別 PFOS 及び PF0A の暫定目標値を超過した事業数

水質基準等の分類見直しの考え方^{※6}を踏まえて、暫定目標値超過、50% (25ng/L) 超、10% (5ng/L) 超についての分布を確認したところ、**図 1-2** のとおりであった。

※6 「水道基準項目及び水質管理目標設定項目の分類に関する考え方」(第8回厚生科学審議会生活環境水道部会(平成22年2月2日))の概要

○水質管理目標設定項目が以下の両方の要件を満たす場合、水質基準項目への格上げを検討。

分類要件1：最近3ヶ年継続で評価値の10% (PFOS 及び PF0A の場合、5 ng/L) 超過地点が1地点以上存在

分類要件2：最近3ヶ年継続で評価値の50% (PFOS 及び PF0A の場合、25 ng/L) 超過地点が1地点以上存在

又は最近5ヶ年の間に評価値 (PFOS 及び PF0A の場合、50 ng/L) 超過地点が1地点以上存在

○ただし、個々の項目の水質基準項目及び水質管理目標設定項目への分類については、当該項目の浄水における検出状況に加え、環境汚染状況の推移や生成メカニズム、浄水処理における除去性等を総合的に評価して判断すべきであり、分類要件のみによってあてはめるべきものではない。

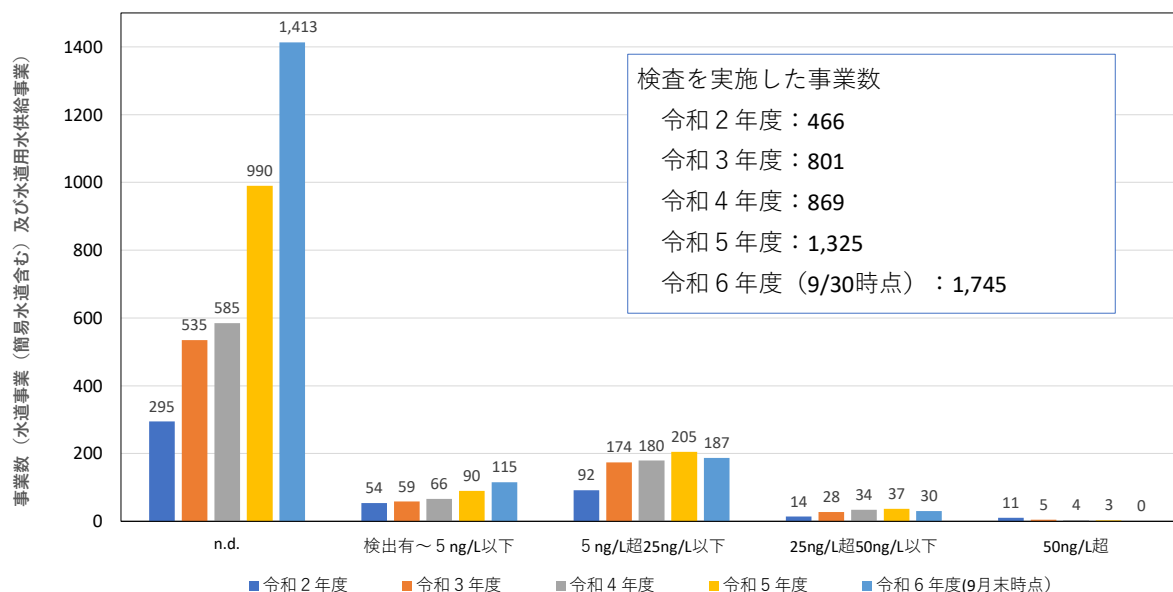


図 1-2 年度別 PFOS 及び PFOA の検出状況

（注 1）給水栓ではなく、浄水場出口や原水で検出状況を把握している場合はその結果を計上している。

（注 2）同一年度内に複数回、複数系統での測定を実施している場合には、最も高い値を検査結果としている。

（注 3）n. d. とは、検出下限値未満又は定量下限値未満を指す。

給水人口及び水質検査の検査実績に対する給水人口を表 3 に示す。

なお、我が国の水道の給水人口に対し、今回の調査において、過去の検査結果が暫定目標値以下であった、あるいは過去の検査結果が暫定目標値を上回ったことがあるものの必要な対応を行い、その後の検査結果で暫定目標値を下回っているなど、暫定目標値以下の水質の水道水が確認されている給水人口の割合は、98.2%（図 2）であった。

表 3 給水人口及び検査実績に対する給水人口

	給水人口※7	暫定目標値を下回った給水人口※8	未確認※9・専用水道
上水道事業	120,508千人	119,335千人	1,174千人
簡易水道事業	1,623千人	1,024千人	599千人
専用水道	397千人	集計中	397千人
合計	122,529千人	120,359千人(約98.2%)	2,170千人

（注 4）四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※ 7 令和 4 年度水道統計。

※ 8 受水元の水道用水供給事業の検査結果が暫定目標値以下の給水人口を含む。

※ 9 今回の調査において検査未実施、未回答の水道事業（受水元の水道用水供給事業の検査結果が暫定目標値以下の事業を除く）。

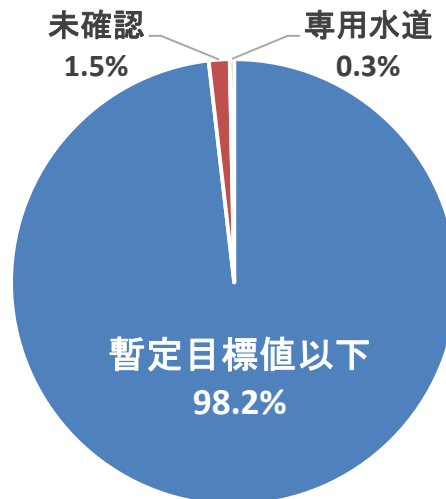


図2 暫定目標値以下の水質の水道水が確認されている給水人口の割合

4. 今後の予定等

国土交通省と環境省は連携して、検査をまだ実施していない水道事業者に対し、検査を実施するよう、引き続き呼びかけていく。

また、本日、国土交通省において「水道事業者等によるこれまでの PFOS 及び PF0A 対応事例について」を公表した。今後、水道において PFOS 及び PF0A の暫定目標値の超過が確認された場合は、引き続き、国土交通省と環境省が連携し、水道事業者等により適切な対応が速やかに図られるよう取り組んでいく。

なお、本調査結果は、環境省が設置している水質基準逐次改正検討会等における水道水質に関する目標値の検討に活用する予定である。また、専用水道の回答結果は現在集計中であり、取りまとめ次第、公表する予定である。

都道府県	事業者名	自己水源 /全量受水	検査実績	検査地点	令和2年度 最大値 (ng/L)	令和3年度 最大値 (ng/L)	令和4年度 最大値 (ng/L)	令和5年度 最大値 (ng/L)	令和6年度 最大値 (ng/L)
長崎県	大村市水道事業	自己水源あり	有	給水栓水・浄水場出口水・原水		nd	nd	28	36
長崎県	五島市水道事業	自己水源あり	無						
長崎県	長与町水道事業	自己水源あり	有	給水栓水・原水				nd	nd
長崎県	川棚町水道事業	自己水源あり	有	原水のみ					nd
長崎県	対馬市水道事業	自己水源あり	無						
長崎県	雲仙市水道事業	自己水源あり	有	給水栓水のみ					17
長崎県	東彼杵町水道事業	自己水源あり	有	原水のみ					nd
長崎県	波佐見町上水道事業	自己水源あり	有	給水栓水・原水					nd
長崎県	島原市水道事業	自己水源あり	有	給水栓水のみ					nd
長崎県	平戸市水道事業	自己水源あり	有	給水栓水・原水					nd
長崎県	松浦市水道事業	自己水源あり	有	給水栓水のみ					nd
長崎県	壱岐市水道事業	自己水源あり	有	原水のみ					23
長崎県	西海市水道事業	自己水源あり	有	原水のみ					nd
長崎県	南島原市水道事業	自己水源あり	有	原水のみ					5
長崎県	時津町上水道事業	自己水源あり	有	給水栓水・浄水場出口水		42	39	34	8
長崎県	佐々町水道事業	自己水源あり	有	給水栓水・原水					5
長崎県	新上五島町水道事業	自己水源あり	有	原水のみ				nd	48
長崎県	諫早市上下水道事業	自己水源あり	有	給水栓水・原水	11	12	12	13	30
長崎県	佐世保市水道局	自己水源あり	有	給水栓水・浄水場出口水・原水			nd	4	nd
長崎県	長崎市水道事業	自己水源あり	有	給水栓水・原水				6	

都道府県	事業者名	事業数	自己水源 /全量受水	検査実績	検査実施 事業数	検査地点	令和2年度 最大値 (ng/L)	令和3年度 最大値 (ng/L)	令和4年度 最大値 (ng/L)	令和5年度 最大値 (ng/L)	令和6年度 最大値 (ng/L)
長崎県	奈留地区簡易水道事業	1	自己水源あり	無	0						
長崎県	久賀地区簡易水道事業	1	自己水源あり	無	0						
長崎県	枕島簡易水道事業	1	自己水源あり	無	0						
長崎県	宮簡易水道組合	1	自己水源あり	有	1	原水のみ					nd
長崎県	佐世保市黒島本村簡易水道事業	1	自己水源あり	有	1	給水栓水のみ					nd
長崎県	佐世保市田代簡易水道事業	1	自己水源あり	有	1	給水栓水のみ					nd
長崎県	佐世保市赤木簡易水道事業	1	自己水源あり	有	1	給水栓水のみ					nd
長崎県	佐世保市上木場簡易水道事業	1	自己水源あり	有	1	給水栓水のみ					nd
長崎県	佐世保市平松簡易水道事業	1	自己水源あり	有	1	給水栓水のみ					nd
長崎県	佐世保市下宇戸・川谷地区簡易水道事業	1	自己水源あり	有	1	給水栓水のみ				nd	
長崎県	佐世保市世知原地区簡易水道事業	1	自己水源あり	有	1	給水栓水のみ				nd	
長崎県	佐世保市上野原簡易水道事業	1	自己水源あり	有	1	給水栓水のみ				nd	
長崎県	佐世保市神浦地区簡易水道事業	1	自己水源あり	有	1	給水栓水のみ				nd	
長崎県	佐世保市北部簡易水道事業(宇久)	1	自己水源あり	有	1	給水栓水のみ				nd	
長崎県	佐世保市平地区簡易水道事業	1	自己水源あり	有	1	給水栓水のみ				nd	
長崎県	佐世保市矢岳地区簡易水道事業	1	自己水源あり	有	1	給水栓水のみ					nd
長崎県	佐世保市船ノ村地区簡易水道事業	1	自己水源あり	有	1	給水栓水のみ					nd
長崎県	佐世保市北部地区簡易水道事業(鹿町)	1	自己水源あり	有	1	給水栓水・原水				nd	nd
長崎県	佐世保市歌ヶ浦地区簡易水道事業	1	自己水源あり	有	1	給水栓水のみ					nd
長崎県	佐世保市神林地区簡易水道事業	1	自己水源あり	有	1	給水栓水のみ					nd
長崎県	西海市簡易水道事業(崎戸町江島)	1	自己水源あり	有	1	原水のみ					nd
長崎県	西海市簡易水道事業(崎戸町平島)	1	自己水源あり	有	1	原水のみ					nd
長崎県	西海市簡易水道事業(大瀬戸町松島地区)	1	自己水源あり	有	1	原水のみ					nd
長崎県	小値賀町簡易水道事業	1	自己水源あり	有	1	給水栓水のみ					nd
長崎県	里美営農飲雑用水利用組合	1	自己水源あり	無	0						
長崎県	諫早市 赤崎	1	自己水源あり	無	0						
長崎県	諫早市 黒崎	1	自己水源あり	無	0						
長崎県	諫早市 小野島	1	自己水源あり	無	0						
長崎県	諫早市 川内町	1	自己水源あり	無	0						
長崎県	諫早市 長野	1	自己水源あり	無	0						
長崎県	諫早市 川内町新地	1	自己水源あり	無	0						
長崎県	諫早市 浜浦	1	自己水源あり	無	0						
長崎県	諫早市 柳谷	1	自己水源あり	無	0						

長崎県水道事業概要（令和 5 年度）

令和 7 年 3 月 発行

編集・発行／長崎県県民生活環境部水環境対策課

〒850-8570 長崎市尾上町 3－1

電話 095(824)1111 内線 2663